

旭川市報道依頼



ASAHIKAWA
CITY

各報道機関 様

KJ00523330

2025年9月4日

発信課	農政部農業振興課
担当者	大塚
連絡先	電話 直通25-7470 / 内線3741
	FAX
	E-mail nougyousinkou@city.asahikawa.lg.jp

分類	イベント・行事 [] 募集 [] 契約・入札 [] 会議・説明会 [] その他 [○]
日程	令和7年9月7日 ~
発表項目 (行事名)	旭川市鳥獣被害対策実施隊の活動再開について
概要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	令和7年6月に旭川市鳥獣被害対策実施隊の駆除活動において法令違反があり、銃器による活動を休止していたが、北海道猟友会旭川支部と協議して再発防止策及び法令等の違反者への対応を講じ、警察にもその旨報告したことから、令和7年9月7日(日)から銃器による実施隊の駆除活動を再開する。
添付資料	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
報道(取材)に 当たってのお願い	
備考	

令和7年9月4日
旭川市農政部農業振興課

旭川市鳥獣被害対策実施隊の活動再開について

1 休止事案について

駆除活動においては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律により従事者証の携帯が義務付けられているが、令和7年6月に駆除活動において従事者証を携帯しないで駆除活動に参加した者がいたことが発覚し、6月以降、銃器による当面の活動を休止していた。

2 再発防止策について

- (1) 北海道猟友会旭川支部において、市も参加する形で安全管理委員会を立ち上げ、様々な危機管理方法及び安全管理体制を構築する。
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証，従事者証，指示書及び入林届（写）を全てビニール袋などの袋にまとめて携帯すること。（従事者証等を不携帯で駆除に従事した隊員がいることを市が確認した場合は、警察に通報する。）
- (3) 令和8年度からは実施隊員としての委嘱状発行と同時に従事者証及び指示書を交付する。
- (4) 新人研修等の中で駆除活動に必要な書類一覧を提示し、啓発を図る。
- (5) 本市が交付した委嘱状，実施隊隊員証，従事者証，指示書及び入林届（写）並びに関係機関から交付された猟銃・空気銃所持許可証及び狩猟免状を亡失した者は、亡失届を作成し、農業振興課の窓口へ自ら提出すること。
- (6) 出動に当たっては、必ず事前に部会単位で出動予定者名簿を提出する。

3 法令等の違反者への対応について

- (1) 違反の可能性が生じた場合は、直ちに実施隊全体の活動を中止し、違反が確定した場合は、隊長の定める日から1年間、当該隊員に実施隊活動を指示しない。
- (2) 隊長の定める日から1年間は、実施隊員として新たに任用しない。

4 活動の再開

北海道猟友会旭川支部と協議して上記の再発防止策及び法令等の違反者への対応を講じ、警察にもその旨報告したことから、令和7年9月7日（日）から銃器による実施隊の駆除活動を再開する。